権利者氏名　山田　はな
権利者住所　上尾市大字原市一五四〇番地一
従前の土地
上尾市大字原市字九番耕地一五四〇番一
地目　畑　登記簿地積　七六二㎡
換地処分後の土地
三街区　上尾市原市北一丁目二五番三三
地目　宅地　地積　五八四・〇五㎡
清算金精算額　交付二十二万九千二十二円
従前の土地
上尾市大字原市字拾弐番耕地二一六二番二
地目　宅地　登記簿地積　一一二・三九㎡
上尾市大字原市字拾弐番耕地二一六三番四
地目　宅地　登記簿地積　六・六一㎡
換地処分後の土地
三街区　上尾市原市北一丁目二五番三二
地目　宅地　地積　九七・九六㎡
清算金精算額　交付三万七千六百二十八円
権利者住所　上尾市大字原市一五四〇番地一
従前の土地
上尾市大字原市字拾弐番耕地二一六二番三
地目　宅地　登記簿地積　一五三・三八㎡
換地処分後の土地
三街区　上尾市原市北一丁目二五番三一
地目　宅地　地積　五二・五四㎡
十五街区　上尾市原市北一丁目二〇番六
地目　宅地　地積　一〇〇・〇〇㎡
清算金精算額　徴収二十六万五千四十六円
権利者氏名　梅津　修（持分百二十八万九千二百八十分の七百三十七）
権利者住所　上尾市大字原市二一八四番地
従前の土地
上尾市大字原市字拾壱番耕地二一二六番二
地目　畑　登記簿地積　七六九㎡
換地処分後の土地
十七街区　上尾市原市北一丁目一八番一
地目　宅地　地積　一二八・四〇㎡
十九街区　上尾市原市北一丁目一五番三〇
地目　宅地　地積　三六八・二九㎡
清算金精算額　交付二十三万四千十五円
うち供託すべき金額　二十三万四千十五円

権利者氏名　梅津　修（持分千六十六分の百二十一）
権利者住所　上尾市大字原市二一八四番地
従前の土地
上尾市大字原市字拾弐番耕地二一七四番
地目　畑　登記簿地積　一七一五㎡
換地処分後の土地
十九街区　上尾市原市北一丁目一五番二九
地目　宅地　地積　一〇六六・七三㎡
清算金精算額　交付四十七万八千七百八十三円
うち供託すべき金額　四十七万八千七百八十三円
権利者氏名　横山　直人（持分五万四千六百六十六分の一万三千七百六十一）
権利者住所　上尾市大字原市二一八三番地
従前の土地
上尾市大字原市字拾弐番耕地二一四〇番一
地目　畑　登記簿地積　八三九㎡
換地処分後の土地
十九街区　上尾市原市北一丁目一五番二三
地目　宅地　地積　二六七・六五㎡
十九街区　上尾市原市北一丁目一五番二四
地目　宅地　地積　二七八・八一㎡
清算金精算額　交付二十五万七千四十九円
うち供託すべき金額　二十五万七千四十九円
権利者氏名　中澤　智（持分二十四分の九）
権利者住所　上尾市大字原市一五二七番地一四
従前の土地
上尾市大字原市字九番耕地一五二七番二
地目　畑　登記簿地積　一五七㎡
清算金精算額　交付四十二万四千四百十六円
うち供託すべき金額　四十二万四千四百十六円
記事　法第九十五条第六項による金銭清算
法第百四条第一項により消滅
従前の土地
上尾市大字原市字九番耕地一五二七番一四
地目　畑　登記簿地積　一七〇㎡
換地処分後の土地
十五街区　上尾市原市北一丁目二〇番五
地目　宅地　地積　一五九・五一㎡
清算金精算額　徴収五十四万六千三百八十三円
権利者氏名　中澤由美子（持分二十四分の五）
権利者住所　上尾市大字原市一五二七番地一四
従前の土地
上尾市大字原市字九番耕地一五二七番二
地目　畑　登記簿地積　一七七㎡

清算金精算額　交付四十二万四千四百十六円
うち供託すべき金額　四十二万四千四百十六円
記事　法第九十五条第六項による金銭清算
法第百四条第一項により消滅
従前の土地
上尾市大字原市字九番耕地一五二七番一四
地目　畑　登記簿地積　一七〇㎡
換地処分後の土地
十五街区　上尾市原市北一丁目二〇番五
地目　宅地　地積　一五九・五一㎡
清算金精算額　徴収五十四万六千三百八十三円
権利者氏名　山田　敏夫（持分百五十二分の百）
権利者住所　上尾市大字原市一五四〇番地一
従前の土地
上尾市大字原市字拾弐番耕地二一六二番三
地目　宅地　登記簿地積　一五三・三八㎡
換地処分後の土地
三街区　上尾市原市北一丁目二五番三一
地目　宅地　地積　五二・五四㎡
十五街区　上尾市原市北一丁目二〇番六
地目　宅地　地積　一〇〇・〇〇㎡
清算金精算額　徴収二十六万五千四十六円
権利者氏名　谷古宇産業株式会社
権利者住所　草加市瀬崎町二一〇四番地
従前の土地
上尾市大字原市字拾弐番耕地二一八五番一
地目　公衆用道路　登記簿地積　二七七㎡
清算金精算額　交付八十七万二千七百五十二円
記事　法第九十五条第六項による金銭清算
法第百四条第一項により消滅
従前の土地
上尾市大字原市字拾弐番耕地二一八五番二
地目　公園　登記簿地積　二六㎡
換地処分後の土地
十九街区　上尾市原市北一丁目一五番二〇
地目　雑種地　地積　三五・〇一㎡
清算金精算額　徴収二十一万四千百四十一円
従前の土地
上尾市大字原市字拾弐番耕地二一〇〇番二
地目　畑　登記簿地積　三六㎡
清算金精算額　交付十一万四千七百六十九円
記事　法第九十五条第六項による金銭清算
法第百四条第一項により消滅

従前の土地
上尾市大字原市字拾弐番耕地二二〇五番一四
地目　畑　登記簿地積　四・七四㎡
清算金精算額　交付一万四千五十七円
記事　法第九十五条第六項による金銭清算
法第百四条第一項により消滅
従前の土地
上尾市大字原市字拾弐番耕地二二〇五番一五
地目　畑　登記簿地積　二四㎡
清算金精算額　交付七万六千五百十二円
記事　法第九十五条第六項による金銭清算
法第百四条第一項により消滅
権利者氏名　不二ハウス株式会社（持分四分の三）
権利者住所　東京都豊島区西池袋一丁目七番八号
従前の土地
上尾市大字原市字拾弐番耕地二一五五番九
地目　公衆用道路　登記簿地積　二二㎡
清算金精算額　交付六万四千三百九十四円
記事　法第九十五条第六項による金銭清算
法第百四条第一項により消滅

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

二、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に上尾市原市北部第二土地区画整理組合を被告として提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して六箇月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

三、上記一の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができます。

以上十八件

平成二十一年八月四日

埼玉県上尾市大字原市二二四〇番地一
上尾市原市北部第二土地区画整理組合
理事長　矢部　基久